

## 明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金交付に係る事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、明石市及び明石製品の認知度向上と市の産業の更なる振興を図るため、新商品・新サービスの開発や販路開拓・拡大にチャレンジ・スタートアップする事業者の取組に要する経費の一部を補助することにつき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 個人事業主 市内で事業を営んでいる個人事業主をいう。
- (4) 創業予定者 第7条に規定する交付申請を行う時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された創業支援事業等計画に記載する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けられることができる者
  - イ 日本政策金融公庫等金融機関の創業支援融資を受けたことが証明できる者

### (補助対象者)

第3条 この要領による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社・本店（主たる事業所）を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業者
  - (2) 小規模企業者
  - (3) 個人事業主
  - (4) 創業予定者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな
- (1) 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 前2号のいずれかに該当する者が役員等になっている法人
  - (4) 明石市税を滞納している者

(5) その他この要領による補助金を交付することが公益上適当でないと市長が認める者

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新商品・新サービスを開発する取組
- (2) 販路を開拓・拡大する取組

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。ただし、補助対象者がこの要領による補助金以外の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付を受けている場合は、補助対象者が負担する費用の額から他の補助金の額に相当する額を控除した額を対象経費とする。

- (1) 機器等購入費（新規購入、改造・改築等含む）
- (2) 広報・宣伝費
- (3) ウェブサイト関連費
- (4) 展示会等出展費
- (5) 旅費
- (6) 開発（原材料）費
- (7) 資料購入費
- (8) 賃借料
- (9) 委託費
- (10) その他市長が特に認める経費

2 前項に規定する費用に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれている場合は、当該消費税等を除外した費用を対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の数があるときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号-1）
- (2) 収支予算書（様式第1号-2）
- (3) 第3条第2項第1号から第3号に規定する者に該当しない旨等の誓約書（様式第11号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、交付申請があったときは、「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金審査要領」に基づく審査をし、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定（以下「交付決定」という。）し、その決定内容について、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付決定の内容変更）

- 第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的及び効果に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合、その内容を審査し、交付決定の内容の変更を承認するときは補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業中止（廃止）届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止した場合は補助金の交付を受けることができない。また、補助事業者が第15条の規定により補助金の概算払を受けているときは、その補助金を返還しなければならない。

（補助事業の遂行管理及び状況報告）

- 第10条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。
- 2 市長は、必要に応じて補助事業者に補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、事業年度の末日から起算して10日以内に補助事業実績報告書（様式第7号、7号-1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 収支決算書（様式第7号-2）
  - (2) 契約書、領収書その他の対象経費の支払を証する書類の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

- 第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告の内容が交付決

定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。このとき、検査した結果、不適合となる部分があるときはその理由を付して補助金額を減額することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- （2） この要領の規定に違反したとき。
- （3） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 天災その他特別な事情により補助事業の全部または一部を遂行することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の概算払）

第15条 市長は、第13条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9号、9号-1）を市長に提出しなければならない。

（精算）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付の後、第11条の規定による報告を受けたときは、第12条の規定による検査により交付すべき補助金の額を確定し、精算を行うものとする。

2 前項の精算の結果、確定した補助金の額が交付済の補助金の額を下回るときは、その差額を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、前条に定める帳簿等の整理保管期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して利益を得たと認められる者がある場合は、その者に対し、当該利益相当額の返還を命ずることができる。

(立入検査等)

第19条 市長は、補助事業の適正を期すため、必要があると認めるときは、第10条第2項に規定するほか、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、関係者に質問し、又は職員に実地調査を行わせることができる。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、制定の日から施行する。